

労務セミナー

「働き方改革関連法の実務対応講座」

働き方改革関連法案が 2018 年 6 月 29 日に可決・成立しました。「働き方改革関連法案って何？」「どうして働き方改革をしなければならないのか？」「何が変わるのか？」などわからないことばかりだと思います。

中小・小規模事業者にも対応が必要な内容を中心に働き方改革関連法案の内容と実務をわかりやすく説明します。

事前に正しく内容を理解することで今後の対応がスムーズになります。

◆日時 平成 30 年 11 月 28 日（水）

14：30～16：30

◆場所 瀬戸商工会議所 大会議室

◆定員 20 名〈先着順〉

◆参加料 無料

◆講師 社会保険労務士

犬飼佳寿子 氏



《主な内容》

1. 働き方改革の概要と導入スケジュール
2. 早急に対応すべきこと  
有給 5 日取得義務対応策  
管理監督者の時間把握の義務化  
36 協定の新様式
3. 同一労働同一賃金からの均衡・均等待遇とは？
4. 兼業・副業容認の対応策

《お申し込み・お問い合わせ先》

瀬戸商工会議所 中小企業相談所

担当：林 洋子・小池隼平

TEL：0561-82-3123 FAX：0561-83-5204

\*\*\*\*\*

**FAX 0561-83-5204 ご記入後 FAX にてお申し込みください。**

「労務セミナー」（11/28(水)) 申込書

平成 30 年 月 日

事業所名		T E L	—
所在地		F A X	—
営業内容		従業員数	人
参加者名			

\*お申し込みいただきました個人情報は、当所事業の円滑な実施に限り適正に使用します。